

朝来市地域協働の指針（案）のたたき台要旨について

1. 指針（案）の位置付けについて

平成 20 年度に策定された、朝来市地域協働の指針をもとに、朝来市の最高規範である「自治基本条例」第 3 章「参画と協働」（その推進）と第 4 章「市民自治」（コミュニティの形成）を踏まえ、広義の市民協働＝「参画と協働」の考え方を整理した上で、特に、地域協働＝市民自治（コミュニティの形成）の指針として見直し・具体化するものとする。なお、地域コミュニティの在り方・地域協働の指針を示すうえで必要な市民活動・生涯学習等のテーマ型の活動との関係性・重要な方針を含める。

見直しの視点としては、現在の社会情勢・地域情勢と概ね今後 10 年間程度を見据えた内容に改め、同時に、地域コミュニティの在り方として、区・地域自治協議会と朝来市行政との関係性やそれぞれの在り方や取り組むべきこと、小規模集落で見られる今後の地域・生活課題への対応の考え方を手引き的にまとめるもの。具体的な方策やアイデアまでは書き込まず、方向性や課題等を示すもの。

指針を見直し、改めるにあたっては、昨年度の小規模集落・地域自治協議会のヒアリング調査のみならず、平成 24 年度に取りまとめられた第 3 次分権型地域自治システム検討懇話会の報告や、令和 3 年度兵庫県が補助実施した、朝来市における地域再生大作戦未実施集落元気度調査及び懇話会も踏まえることとする。

2. 指針（案）の構成について

本懇話会では、2 回のワーキンググループでの協議や市役所内での協議・調製に基づき、前回懇話会で示した下線部の内容についてのたたき台の要旨を示す。その他の項目については、既往の検討調査を踏まえた、時点修正や更新を行うこととし、次回懇話会で指針（案）全体を検討する際に、内容を示すこととする。

【指針（案）の目次】

1. 朝来市のまちづくりの方向と地域協働

(1) 朝来市のまちづくりの方向

・総合計画で目指す朝来市の将来像との関係

(2) 「参画と協働」と「市民自治」

1) 自治基本条例における「地域協働」と「市民自治」の考え方

・市民活動団体・生涯学習グループの定義と本指針における位置づけ

2) 協働の原則（ルール）

3) 協働のかたち（領域・手法・類型）

4) 協働の取り組み方、進め方（地域協働のステップ）

5) 協働のステップ

(3) 地域協働の指針とは

(4) 朝来市をとりまく状況

- 1) 朝来市の現状
- 2) 世の中の動き（時代背景）
 - ① 地方分権の推進
 - ② 地域自治の重要性の高まり
 - ③ 高齢化を伴う人口減少の進展：縮小する地域
 - ④ DX推進・AIやICTの活用

2. 地域協働を進めるために

(1) 地域自治とは：住民自治と団体自治

- 1) 補完性の原則（原理）に基づいた、区・地域自治協議会・行政の協働による地域自治の推進
- 2) 基礎的な住民自治としての「区」
- 3) 個人と地域内の多様な組織を主体とした、地域運営を担う「地域自治協議会」
- 4) 地域自治協議会と協働し、自治を担う「行政（朝来市役所）」

(2) 行政、地域自治協議会、区の今後の関係性のあり方

- 1) 区・地域自治協議会・行政の関係性のあるべき姿
- 2) 関係性のあるべき姿にむけて、検討・対応すべき課題

(3) 地域自治協議会の役割と今後の在り方

- 1) 求められる役割と事業
- 2) 体制・事務局の在り方
- 3) 財源の在り方
- 4) 拠点・事務所の在り方
- 5) 多様な住民・人材の参画に向けた体制や取り組み
- 6) 区への補完や支援のあり方

(4) 行政の協働支援、住民自治の支援

- 1) 地域自治協議会の自治基本条例による位置付け
- 2) 地域自治の専門的支援・中間支援機能の構築
- 3) 地域自治協議会への支援
- 4) 区の再編や見直しへの支援
- 5) 市民活動・生涯学習の支援
- 6) 地域に合わせた支援・地域自治協議会との協働のための制度見直しと市役所部署横断連携体制の構築

3. 今後10年を見据えた協働による生活課題への対応の考え方

- 1) 災害時の安全確保
- 2) 移動の支援（買い物支援含む）
- 3) 農地・土地利用（草刈りなど環境整備含む）
- 4) 空き家・移住者受け入れ

3. 指針（案）のたたき台要旨について

これまでの検討を踏まえて、指針案に記載する要旨を整理した。

1. 朝来市のまちづくりの方向と地域協働

(1) 朝来市のまちづくりの方向

- ・ 総合計画で目指す朝来市の将来像との関係について

- 朝来市が目指す将来像「人と人がつながり 幸せが循環するまち～対話で拓く朝来市の未来～」とそのためのまちづくりマインド「市民一人ひとりが主役」「人と人をつなぐ対話」「未来へのまなざし」との関係性や、地域コミュニティを中心とした地域活動とその活動を通じた人と人をつながりが豊かになることが、総合計画で目指す将来像の達成につながる

等について 総合計画の目指す朝来市の姿との関連性を記載

(2) 「参画と協働」と「市民自治」

1) 自治基本条例における「地域協働」と「市民自治」の考え方

- ・ 市民活動団体・生涯学習グループの定義と本指針における位置づけ
 - 市民活動団体は地域内のテーマ型・関心別の活動団体（PTA・子ども会など地域団体含む）、生涯学習サークル・団体、NPOなどを含める（個人的利益や営利のみを目的とするものを除く）
 - 本指針は、「参画と協働」と「市民自治」を主に「地域協働」の視点から、区・地域自治協議会・行政の関係性と在り方を示すものである。
 - 市民活動団体等テーマ型コミュニティを含めた市民協働については、地域協働の在り方の観点から重要となる考え方を示すものとし、市民活動支援や生涯学習支援、それらとの参画と協働の推進については、本指針をもとに、他の行政計画等に反映する。

2. 地域協働を進めるために

(1) 地域自治とは：住民自治と団体自治

1) 補完性の原則（原理）に基づいた、区・地域自治協議会・行政の協働による地域自治の推進

- ・ より住民・暮らしに近いところ、身近なところで暮らしに必要なことが為されるべき、問題は解決されるべきという補完の考え方をもとに、これまでから地域自治を推進している。
 - 個人でできることは個人で（自助）
 - 個人でできないことは、まず家庭や親戚で（互助）
 - 家庭や親戚でできないことは、身近な隣保や自治会などで（共助）
 - 身近な隣保や自治会でできないことは、より広い範囲の住民自治組織で（共助）
 - 住民自治組織でできないことは、行政（市町村―都道府県―国）で（公助）

【図：補完性の原則】

※ 朝来市（公助）の役割として、自助を包含する共助（地域自治協議会・区）を支える役割もあることを踏まえた図を別途作成予定

（朝来市地域自治協議会パンフレットから引用）



2) 基礎的な住民自治としての「区」

- 区は住民により自主的につくられた基礎的自治組織である。
- 住民自治の区による相互扶助・地域づくりが基礎的な住民自治として重要である。
- 一定の範囲で、区の連合組織として区長会・連合区長会等を構成し、区の連携や行政への要望、行政から地域への情報伝達・合意形成機関の役割を果たしている。
- 必要性に応じて、財産区など別の基礎的自治組織の形態を有するところもある。
- 行政区として位置づけられ、区民に対する行政運営への協力依頼、地域住民の福祉の増進に行政と連携して取り組んでいる
- 人口減少・高齢化による地域の縮小の進展を見据え、区による住民自治の見直しと区の連携が必要となっている。

3) 個人と地域内の多様な組織を主体とした、地域運営を担う「地域自治協議会」

- 朝来市自治基本条例では、一定の範囲（小学校区など）の住民自治を担う唯一の組織として位置づけられている。
- 参加の主体は、世帯単位ではなく、住民1人ひとりである。
- 住民、区だけでなく、地域の多様な主体（その地域内の各種団体、事業者等含む）が組織の構成員として参画、それぞれの特性を活かして、連携・協働する地域運営組織である。
- 人口減少・高齢化による地域の縮小を見据え、地域自治協議会による区の補完が必要となっている。区よりも広い範囲での地域自治協議会による住民自治が今後さらに重要となっている。
- 個人と地域内の様々な主体で構成する地域自治協議会による、関係人口や市民活動・生涯学習と協働した住民や地域の実態に応じた地域づくりや課題解決がより一層求められている。その際には、区、行政、その他事業者と連携しながら、より効果が上がるように調整する役割も求められている。

【参考：地域自治協議会に求められる要件（朝来市 HP 掲載）】

- 地域代表制
地域内の区、各種団体、個人等で構成され、地域の創意が反映されていること（課題別・分野別、年代別、男女別、地域別）
- 民主性・透明性
規約が整備されており、協議会の意思決定、役員選任、会計等が民主的で透明性をもった組織運営がなされていること
- 開放性
地域内の誰もが希望に応じて運営に参画できること
- 地域まちづくり計画の策定
地域の課題を共有し、その解決に向けて取り組む地域のまちづくり目標、活動方針等を定めた地域まちづくり計画を策定すること

4) 地域自治協議会と協働し、自治を担う「行政（朝来市役所）」

- 行政は、その領域の住民自治を担う唯一の組織である地域自治協議会に必要な支援を講じ、地域運営組織と協働して、地域の自治を担うための行政事務及び行政組織の改革が求められている。

(2) 行政、地域自治協議会、区の今後の関係性のあり方

1) 区・地域自治協議会・行政の関係性のあるべき姿

- 平成 24 年度にとりまとめた第 3 次分権型社会システム検討懇話会后「朝来市地域協働アクションプラン」で描いた
「これからの自治のしくみと行政との関係性（案）」
「これからの地域と行政との関係性（最終イメージ）」
 - 地域自治協議会（区も含む）を主とした住民自治による地域運営
 - 市は地域自治協議会を協働のパートナーとして位置づけ、地域協働を促進する体制を構築する（行政事務の強化）

を目指すこと

【目指す関係性のイメージ図】

- 市民は区や地域自治協議会等の活動に積極的に参加し、地域活動や地域課題の解決に向けて取り組む。
- 区は地域の課題について区民が対話する場をつくる。
- 区は誰でも楽しく参加できる仕組みづくりや区の行事や環境維持等に、より多くの人が参加できる体制をつくる。
- 地域自治協議会と区に上下関係はなく、補完関係にあることを再定義し、区（区長・区長会）と地域自治協議会が一体となって地域づくりを担う。
- 地域自治協議会と区はその地域に合わせた役割を明確に整理し、連携して地域運営にあたる。
- 区のほか、地域にある市民活動や生涯学習活動、事業者等と協働して、地域運営にあたる。
- 地域自治協議会が区や多様な主体との連携に基づく住民自治を担う組織として機能していることを前提に、行政は地域自治協議会を地域自治のパートナーとして位置づける。
- 区を補完する位置づけから、地域自治協議会に委ねる役割や機能を踏まえ柔軟に対応できるような交付金制度を検討する。
- 朝来市社会福祉協議会や市民活動団体等は、専門性を活かしながら、自治会や地域自治協議会と連携し、互いの主体的な活動を活発化させる。
- 行政への要望や対話する場合は、区が地域自治協議会と協議するなど、地域自治協議会を通じた仕組みとする。
- 市役所内において、住民自治との連携に関する情報共有の場を充実させる。
- 市役所内の支援体制を強化し、地域自治協議会・区、市民活動、生涯学習の支援を行う。
- 支所を地域自治協議会とともに地域自治を担う行政機関として位置づけ、地域自治協議会への支援に必要な体制、市役所各部署との連絡調整機能を強化する。

【参考：あるべき姿を目指して運営している地域の事例・成果】

- 今後、別項目も含めて、地域自治協議会からの意見徴収・情報収集時に整理、記載

2) 関係性のあるべき姿にむけて、検討・対応すべき課題

①区と地域自治協議会との関係性における課題

- 区と地域自治協議会は上下関係にはなく、補完関係にあるものであるが、地域自治協議会の本来の役割、区との関係性について、住民、行政いずれも理解が浸透していない。
- 区民の理解を高めるために、区民が考えていることに近い活動を地域自治協議会は取り組む必要がある。そのことで、地域自治協議会を理解してもらう機会をつくっていくことが求められる。
- 区は地域自治協議会の1構成員として住民自治を担うことを再度確認するとともに、地域自治協議会は区と一体となって（地域ごとにその役割を明確に整理し）、連携して地域運営にあたる必要がある。
- 地域自治協議会による区への補完や連携は必要と感じられているものの、それに対応できる体制や環境が整っていない。

②区・地域自治協議会と行政との関係性における課題

- 市として、区と取り組むこと（依頼・支援・協働）、地域自治協議会に任せること（依頼・支援・協働）について、区に必要なこと・担ってきたこと等の現状を把握・整理（棚卸し）し、あるべき姿にむけて、行政依頼事項・地域自治協議会の補完の範囲を整理するなど、行政事務改革を行う必要がある。

➤ 改革すべき事項

●支所および地域担当職員の充実、強化 = 検討状況・成果・課題

【現状】 職員数は近年増減なく一定数を保っている

以前に比べ市外に居住する職員数が多くなっている

【課題】 地域担当職員の選考についてはなるべく出身地域から先行するようにしているが、出身の職員が少ない地域が見受けられる

●行政と地域への窓口の一本化 = 検討状況・成果・課題、1本化したときに起きうる問題

【課題】 戸籍の関係や出生届、死亡届等事務処理に知識を有する事務は難しいと思われる

証明書等の発行については、ハード整備が必要であり費用対効果を考える必要がある

●依頼事項の整理 = 見直したこと・見直しできていないこと 見直したときに起きうる問題

【現状】 各区に依頼している委員として、保健衛生委員、生涯学習委員、体躯委員、民生委員児童委員、防災委員、農事部長を依頼している

旧朝来町には体育委員を依頼していない

民生委員児童委員については、複数の行政区に1名の配置といった区もある

●区長への充て職・委員の選出＝見直したこと・見直しできていないこと 見直したときに起きうる問題

【現状】 充て職については、連合区長会の正副会長が担っているが一定の理解はいただいている。

●区長報償費＝見直したこと・見直しできていないこと 見直したときに起きうる問題

【現状】 平成 20 年度に算出方法を整理して以降変更していない

- 区への補完と今後の地域運営を担う地域自治協議会の役割と事業領域に合わせた、柔軟な交付金制度を検討する必要がある。
- 行政による住民自治への連絡、合意形成の場は、区（連合区長会・区長会）が主体となっていること。また住民からの要望等も区（連合区長会・区長会）から行うこととなっており、行政・住民双方に区を中心とした関係性となったままである。行政が住民との協働を進める際の、相手方について、考え方を整理する必要がある。
- 庁内での地域との連携に関する情報共有の機関や場等を設ける。また、支所と地域自治協議会との関係性を整理、地域自治を支援・行政との協働を進める視点で支所の役割を再確認するなど、庁内横断連携した住民自治との協働体制を構築する必要がある。

(3) 地域自治協議会の役割と今後の在り方

1) 求められる役割と事業

地域運営組織として、地域課題の解決や地域をよりよく変えていくため、地域自治協議会には以下の役割と事業が求められる。

重視する視点

- ・ 地域自治協議会は、高齢者も含めて多様な世代、住民が支え合うために、これまでの仕組みを変え、人と人がつながるための仕組みをもう1度つくっていく役割が期待される。
- ・ 子ども・女性・若い世代などこれまで地域づくりに関わりが持ちにくい環境にある世代への視点や関わりを重視した地域自治協議会の運営を行う
- ・ 関係人口（住民以外の多様な人材）とともに地域づくりを担える環境や機会づくりを進める。

①住民による自治活動の支援

- ・ 市民・区民による地域の課題について対話する場づくりを支援する。
- ・ 区や地域自治協議会等による自治活動に誰でも楽しく参加できる仕組みづくりを促進する
- ・ 自治会活動継続にむけた組織づくり支援：誰もが活動に参加しやすい組織づくりにむけた学び・情報交換、提供、相談対応や助言を行う

②区の補完事業

- ・ 今後さらに進展が予想される少子高齢化と人口減少により、区で困難となる住民自治活動の補完や事務機能の補完に取り組む。
- ・ 地域自治協議会は、区やこれまでの仕組みでは果たせなくなった役割や課題対応に対し、区や組織、枠組みを超えて、それぞれの地域の状況に応じて細やかに取り組んでいく役割がある。

③暮らしを支える事業

- ・ 地域自治協議会は、生活支援のための事業に地域人材をコーディネートする役割を果たす。
- ・ 生活課題への対応にむけて、地域自治協議会は、区やご近所での支え合いをさらに支援する（別項：今後10年を見据えた協働による生活課題への対応の考え方を踏まえる）

④市民活動・生涯学習の推進

- ・ 市民活動団体等と連携し、それぞれが持つ特性を活かしながら、地域での市民の学びの場を創出する。
- ・ 地域おこし協力隊員の受入体制を充実し、地域活動と定住のためのサポートを行う。
- ・ 市民活動団体と区の連携支援：自治会や地域自治協議会と市民活動団体との連携を支援、互いの主体的な活動を活発化する。

2) 体制・事務局の在り方

①役員体制

- 地域自治協議会の役員体制や会長等はその地域自治協議会の役割を踏まえて、輪番や充て職ではなく、協議し選任することが重要である。また、区長経験者や役職・年齢にとらわれず、様々な住民が関われる体制にすることが求められる。
- 地域自治協議会の役員体制、運営委員会・部会等には区・区長の参画・連携が不可欠であり、区長が地域自治協議会の運営と合意形成に関わることが必要である。
- 地域自治協議会は行政と地域（区・住民）をつなぐ存在として、市の職員が関われる枠組みを作っていくことが重要である（例：部会への参画等）。

②事務局体制

- 事務局は、地域の実情や人材を念頭に、多様な住民が参加できる、参加しやすい地域自治協議会や事業運営を行う必要がある。事務局は地域のコーディネーター・中間支援者としての役割を持つ。
- 住民により近い場所に地域自治協議会が出向いて活動していくことを今後進める必要があることから、そのための事務局機能の充実を図る。
- 地域自治協議会の事務局の役割への理解を深めるとともに、日常的に、計画的に担い手の発掘・育成に取り組む。
 - 地域の中で地域自治協議会に関わりそうな人材を見つける多くの機会をつくる。
 - 役員や事務局が楽しく活動できる組織づくりや環境づくりを進める。
- 地域自治協議会の事務局の役割を次の通り定義する。
 - コーディネーター：企画や調整、地域のコーディネート、支援者としての役割（事務局長等）
 - 事務員：会計や文書事務等、庶務を担う事務者
- 地域に配属されている地域おこし協力隊と連携した運営体制の充実と、地域に必要な事業企画・運営に取り組む。

3) 財源の在り方

①事務局運営費

- 事務局運営費（人件費）への補助額を、社会情勢（令和5年までの兵庫県の最低賃金伸び率等）や地域自治協議会の事務局賃金や労働実態に合わせて算定する（長期的にはその役割に見合う事務局運営費について引き続き検討を行う）

②地域自治包括交付金

- 効果と事務面での負担軽減から、その時々で地域に重要な取組課題に紐づけた使途指定の交付金と、地域の実情に応じた手挙げ・提案型や配分を地域自ら決められる交付金制度と算定基準の見直しを段階的に進める。
- 「地域協働事業分（花いっぱいのみちづくり事業・地域環境保全事業・交通安全事業）」については、各地域自治協議会の意見を引き続き（指針策定までの間に）聞きながら、既存の事業の有益性や今後、人口減少・高齢化等で必要となる事業などを想定し、検討を進める。
- 地域拠点の管理費用について、地域差を踏まえた、地域自治包括交付金等必要な財政的支援は継続して、検討していく。

③交付金以外の資金調達

- 地域自治包括交付金の見直し・活用とあわせて、地域自治協議会の役割と地域に必要な事業の財源をつくることのできる組織、事業経営できる組織となることを目指す。

4) 拠点・事務所の在り方

- 地域自治協議会として、住民が集う、つながる機会と、住民の自治活動や生涯学習を支援していくことを踏まえ、誰もが集まりやすい・集まりたくなる場にしていくための工夫や取り組みを行う。
- 出向いていく地域自治協議会の機能も踏まえた、拠点の在り方をそれぞれの地域で検討していく。

5) 多様な住民・人材の参画に向けた体制や取り組み

- 現在、多くの地域自治協議会が採用している部会制の見直しも含め、地域内外の個人、活動団体（市民活動・生涯学習）や事業者らが、「やりたい」を大切に、楽しみながら、主体的に参画できる仕組みに変えていく
- 地域自治協議会から義務的ではない方法で若い世代にアプローチするなどの関わる場をつくっていくことを重点的に取り組む。
- テーマ型のコミュニティ（市民活動・生涯学習）に集まっている人たちに対し、地域自治協議会も今の枠組み・仕組みに合わせて入ってきてもらうのではなく、相手に合わせたアプローチや関わり方を模索し、一緒に事業に取り組む。
- 部会の在り方：WGでは未検討（これらの役割を踏まえて、部会の在り方も今後検討）

6) 区への補完や支援のあり方

- 高齢化を伴う人口減少による、区の組織・隣保・役・行事や日役の見直し、負担軽減に向けた情報提供やきっかけづくり、話し合いを支援する

- 合区が難しいことは前提としながらも、区を補完・支援する自治協議会として、区間やその他組織間でのきっかけづくりや話し合い、検討の支援、情報提供・準備・検討・プロセスを市や外部専門家と連携しながら支援する。

【参考図：朝来市の地域自治協議会の役割と体制のイメージ図（案）】

- 上記役割を発揮するための組織図・運営体制・事務局・部会などのイメージ・パターン図として指針最終案で整理することを想定

(4) 行政の協働支援、住民自治の支援

1) 地域自治協議会の自治基本条例による位置づけ

自治基本条例抜粋・解説（再掲）

2) 地域自治の専門的支援・中間支援機能の構築

①市役所内部「支援体制」の構築

- ・ 主として地域自治協議会の支援や地域自治協議会と連携した区の支援、行政と地域自治協議会の協働を支援する支援体制を市役所内部に構築する。
- ・ 支援体制は【図：支援体制概要】の構成を想定し今後具体化する（以後のWG・懇話会等で検討し、指針では絵を示す）。

【図：支援体制概要】

範囲	役割・機能（想定例）	朝来市内の構成員	市外支援者
市 全 域	<ul style="list-style-type: none"> ●市民・区対象 <ul style="list-style-type: none"> ・市外支援者のコーディネート ・相談窓口（相談者を解決できる資源につなぐ・マッチングするコーディネート・情報提供） ●地域自治協議会対象 <ul style="list-style-type: none"> ・地域自治協議会が地域の活動を支援・コーディネートできる体制を支援 ・全自治協議会対象の会議や研修や学びの場の企画 ・市外支援者のコーディネート ・地域担当職員・地域おこし協力隊のコーディネートや研修 ●支所対象 <ul style="list-style-type: none"> ・各支所支援体制の支援・フォロー・研修 ●市役所内対象 <ul style="list-style-type: none"> ・市役所内部署横断連携の推進（会議や情報共有） ・市各部署と地域自治協議会の連携調整・関連する制度・補助・支援事業等の調整 ●全体 <ul style="list-style-type: none"> ・事例や情報収集・調査や分析 ・情報発信・ポータルサイト（仮）の運営・情報のコーディネート ・市民活動や生涯学習グループを把握、地域自治協議会や区とつなぐ支援 ・市内支援者・アドバイザーの発掘・育成・派遣 	<p>【主】市民協働課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援専属職員を新規に配置（任期付や外部人材の委嘱等） ・市民協働課担当者 <p>【副】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会（1層生活支援コーディネーター・重層支援体制担当者等） ・支所支援担当者 ・市内の支援人材（発掘・育成・連携・委託等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県地域再生アドバイザーなどの地域づくり支援の専門家 ・中間支援組織関係者等

旧町	<ul style="list-style-type: none"> ●市民・区対象 <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口（主に市支援チームの窓口へつなぐ役割） ・市外支援者の派遣 ●自治協議会対象 <ul style="list-style-type: none"> ・旧町ごとの研修や学びの場の企画 ・市外支援者の派遣 ・地域自治協議会（あるいは区）への伴走・アウトリーチ支援 ●全体 <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動や生涯学習グループを把握、地域自治協議会や区とつなぐ支援 	<p>【主】支所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支所に地域支援・市民活動支援機能をもたせ、時限的に担当者を配置 ・支所担当者 ・地域担当職員（各地域も担当しながら） <p>【副】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市支援チーム（主に支援専属職員） ・社会福祉協議会（主に2層生活支援コーディネーター・コミュニティワーカー） 	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県地域再生アドバイザーなどの地域づくり支援の専門家や個別課題の専門家 ・中間支援組織関係者等
----	---	--	--

②支援体制に求められる相談・支援機能

- ・ 窓口機能（主に市支援体制にその機能を持たせる）
 - 情報や資源を横につなぐ支援相談窓口機能を主に市役所に（支所には相談窓口へつなぐ機能）設置する
 - 窓口には、相談を解決したり、連携できる先へマッチングしたりする支援担当を配置
 - 市民への地域コミュニティ、地域づくりへの参加をつなぐポータルサイトとその情報のコーディネート
 - 専門的な知識や情報を提供できる市内の人材・組織や市外のそれらについて情報を収集、連携を進める。
- ・ 伴走支援・アウトリーチ支援機能（主に支所支援体制にその機能を持たせる）
 - 地域住民の知恵や情報以外の新たな考え方や手法を提供するアドバイザーの派遣
 - 地域自治協議会等、現場を周るアウトリーチ型で地域での取り組みや悩みを引き出し、具体化する支援、一緒に考え、知恵を出す支援者が傍にいるような伴走支援の充実

- 学びの場と合わせて、地域と一緒に考え、知恵を出す支援
- 地域住民自らが動きたい、やろうとなるための方策を仕組んでいく支援

③支援体制づくりにむけた段階的取り組みの必要性

- 支援体制をつくるには、市内外と連携した、段階的な取り組みが必要となることから、その体制づくりにむけた道筋をつくる。まずは市役所内の体制づくりを進め、その後に支所の支援体制づくりの検討を進める。
 - 市内人材・組織による支援体制の確保に向けて、支援専属職員の採用・配置
 - 市内の支援人材・組織の発掘・連携（まずは社会福祉協議会や地域おこし協力隊OB等）
 - 市外の専門的支援者との連携のための準備（朝来市との関わりがある地域再生アドバイザー等）
 - 地域担当職員の支援の役割を整理・定義（後述）、そのための仕組みや配置方法などを見直し、必要な説明や研修を行う。
 - 将来を見据え、旧町単位での地域自治の体制づくりも想定した、支所ごとの地域自治協議会や区向けの研修、情報交換・連絡調整
 - 支所の支援担当者の配置の検討

3) 地域自治協議会への支援 [支援体制による支援]

① 地域自治包括交付金（再掲）

- 地域自治協議会の主体的な活動・自律的な地域経営にむけた事務局支援として、地域自治包括交付金・事務局補助の見直しを行う（再掲）
 - （3）地域自治協議会の役割と今後の在り方 3）財源の在り方 ②地域自治包括交付金の記載内容を再掲あるいは記載箇所を精査

② 人的支援（事務局職員・地域担当職員）

- 事務局職員への支援
 - 事務局を担う人材として、会計年度任用職員の配置も視野にすることで、地域自治協議会の事務局が担うべき重要な役割である、企画や調整、地域のコーディネーターとして十分従事できる体制を支援する。
- 地域担当職員による支援
 - これからの地域自治協議会のあるべき姿を踏まえて、各地域の状況に合わせてながら、地域担当職員は「市職員としての専門性で地域自治協議会に関わる運営者としての役割（企画等）」と「地域自治協議会間をつなぐ、市との協働・コーディネーター・活動の支援者としての役

割」を發揮する。

- その役割に応じた地域担当職員への研修や知恵・情報交換の機会を計画的に実施する
- 地域担当職員の役割について地域自治協議会に丁寧に説明と理解を広げ、適切なマッチングを行う。

③ 地域自治協議会に求められる今後の役割發揮に向けた支援

- 地域自治協議会の運営や見直しに関する支援
 - 多様な参加を広げるための環境づくりにむけた学びの支援
 - 話し合いや対話の場づくりの学びの支援
 - 地域自治協議会の住民への周知などの工夫の学びの支援
 - 話し合いの支援
 - データや情報の整理や調査の支援
 - 地域自治協議会の事務局機能の負担軽減
 - 地域自治協議会の ICT 化・DX 支援
 - 近隣の関係市町と連携した研修・全国先進事例の検証、導入支援
 - 地域自治協議会の活動と意義の市民周知
- 自治協議会間の連携・情報共有・学び合いの機会づくり
 - 自治協議会会長・事務局長会議、計画的な研修の実施
 - 支所ごとの連携・情報共有・学びの場の開催
- 区、市民活動・生涯学習支援者としての地域自治協議会に必要な学びの支援
 - 地域自治協議会が区や地域づくりの支援者としての役割や外部資源を活用したコーディネーターの役割を發揮できるようになるための研修や学びの機会の充実
 - 地域内のコーディネート（NPO と地域の連携も含め）を地域自治協議会が担うことを目指し、地域自治協議会の事務局職員、あるいは部会長などが、コーディネーション力を高め、コーディネーター役を果たせるよう、その役割發揮にむけた支援、人材育成に取り組む
 - 市民活動団体・生涯学習グループと地域自治協議会・区との連携・つなぐ支援

4) 区の再編や見直しへの支援 [支援体制・地域自治協議会による支援]

① 区役員向けの学びの支援

- 区長会・自治協議会と連携した、区役員向けの計画的な研修・学びの場の開催
- 区役員向けの手引等参考となる情報の収集整理・提供

② 区の活動継続に向けた組織づくりの支援

- ・ 区長会・自治協議会と連携した、区役員向けの計画的な研修・学びの場の開催
- ・ 誰もが活動に参加しやすい組織づくりに向けた支援
- ・ 区の見直し・負担軽減支援
- ・ 高齢化を伴う人口減少による、区の組織・隣保・役・行事や日役の見直しへの支援
- ・ 周辺区との連携・統合にむけた準備・検討・プロセスの専門的支援
- ・ 行政からの依頼事項や事務書類等の負担軽減
- ・ 多様な住民（転入者）の交流・受入体制づくりの支援
- ・ それらの区での話し合いの支援

③ 区と地域自治協議会・市民活動等との連携・協働の支援

④ 自治会の将来の土地利用等を検討・整理するための専門的支援

- ・ 農地の管理体制や将来像、土地・資産の（山林・空き家等含めた）管理等への専門的な助言

5) 市民活動・生涯学習の支援 [支援体制・地域自治協議会による支援]

① 市民活動のスタートアップ・参加支援

- ・ 得意なことを活かして市民活動を始めたり、興味のある活動に参加できたりする機会
- ・ 市民のスキルアップ、学び合いの仕組みづくり・専門的なコーディネーターの配置の検討
- ・ 出前授業の開催や講師の紹介
- ・ 活動を軌道に乗せるための適切な支援
- ・ 既存施設の空きスペース等の活用

② 人と人、人と地域をつなぐコーディネーション

- ・ 人と人、人と地域をつなぐコーディネーション
- ・ 市民の興味や学びたい・活動したいテーマ等によるネットワークづくりや新しいコミュニティづくりの機会や場の支援（過去例：Asago Labo）

③ 地域リーダー・コーディネーターの発掘・育成支援

- ・ 地域のリーダーやコーディネーターとして活躍する地域づくり人材の育成
- ・ 活動を先導する人材・コーディネーターの派遣

④ 地域おこし協力隊による地域活動への支援

- ・ 研修・活動報告会・協力隊チーム会議・PR・隊員募集・隊員からの相談対応
- ・ 主体的に地域活動に取り組む隊員の配置
- ・ 隊員の地域課題解決のための活動や定住の支援

6) 地域に合わせた支援・地域自治協議会との協働のための制度見直しと市役所部署横断連携体制の構築 [支援体制による支援]

① 行政依頼役の見直しの考え方

- ・ 状況整理のみ、WG では未検討 市役所内担当課との協議により今後検討

② 地域自治協議会等への補助金の見直しの考え方

- ・ 地域自治包括交付金以外の補助金・委託事業等、状況整理のみ、WG では未検討 市役所内担当課との協議により今後検討

③ 市役所部署横断連携体制構築の考え方・会議

- ・ WG では未検討 市役所内担当課との協議により今後検討
- ・ 必要な横断連携体制のイメージ（たたき台としての例）
 - 地域支援や協働についての全職員を対象とした研修や実践共有
 - 地域自治協議会あるいは支所ごとに現れる課題等について、関連部署が連携し、対応を検討できる会議体の設置（実務者レベル～幹部レベルまで階層を分ける、外部有識者やアドバイザーを配置）
 - 庁内を横断し、調整・コーディネート、政策立案等をにう、外部人材有識者の配置
 - 部署を横断し対応すべき具体地域課題に対する施策立案・提案制度や予算制度の創設
 - 地域への支援や依頼情報、地域担当職員からの情報等を常時共有・相談ができる庁内ネットワーク（グループウェア等のオンラインシステム）の導入

④ 住民自治（区・地域自治協議会）と団体自治（行政）等との協働の支援

- ・ 市や関係機関と自治協議会との連携・調整支援、相談対応
 - 市と自治協議会の間に入り、調整、相談に対応する支援
 - 次世代の地域コミュニティの担い手を育てる視点から重要な「地域学校協働」にむけた地域と学校の連携の支援
- ・ 市民とともに地域活動に取り組む市職員の育成・強化
 - 区・自治協議会へ参画し、市民とともに地域で活動する市職員の育成、研修、マッチング
 - 学校教職員への市のまちづくり、対話についての学びを深める機会・研修

3. 今後10年を見据えた協働による生活課題への対応の考え方

指針検討にむけて実施した「小規模集落ヒアリング」において、共通して語られた暮らし続けるための重要な生活課題4点について、その対応の考え方を手引的に整理するものである。なお、これらは、小規模集落以外にとっても、将来的に対応が必要となる重要な課題として認識すべきものであり、率先して取り組む必要がある。

共通の考え方

- 指針で示す「自治組織の関係性」や、「地域自治協議会の在り方」を前提に、市・地域自治協議会・区の補完関係を前提に、相互理解とそれぞれの役割を明確にしたうえで、生活課題に対応していくことが肝要。
- 市は区・地域自治協議会による住民自治（共助）を補完・支援するとともに、生命や暮らしを守るために必要な手立て「公助」を講じる。
- 区は生活課題に対応するため、周辺の区や関連する主体と連携して取り組んでいくとともに、地域自治協議会は区・区民が抱える生活課題に地域全体で対応、取り組んでいくために、区長・区民との対話や情報共有など、生活課題に対応する事業や活動に住民が関係者と連携・協働し、主体的に取り組む。

1) 災害時の安全確保

①現状・課題

- 集落の状態（人口・世帯数・高齢化率等）や地理特性にかかわらず、災害時の安全な避難場所や避難経路等の確保が必要となっている。
- 共助が困難になりつつある中ではあるが、支え合いの環境づくりが課題である。
- 特に、区内の避難場所が危険箇所にある場合、避難経路が水に浸かるなど危険とわかっている場所、車移動が困難となったときの避難方法など、公助による対策が必要となってきた。ただし、全ての災害に対応できる避難所整備は不可能であることを前提として対策を進める。

②今後の対応の考え方

- 市（公助）
 - 住民自治による災害時の支え合いの体制づくりにむけた支援を行うための市役所内の部署横断・連携体制を構築する。特に福祉と防災が連携、関係部署・機関の情報共有し、支援施策を実施する。
 - 各区の避難支援・避難行動（地区防災計画、避難計画、個別避難計画など）にむけたアドバイスや支援（出向き伝えること含め）、その中から生命を守る、安全確保や避難のために必

要不可欠なハード整備について検討する。

- 災害に関する情報の周知をさらに進める。
 - 区ごとに、民生委員児童委員のほか住民全体で、支え合いの体制づくりに対する社協・行政の支援を行う。
 - 防災に限らず、福祉教育・支え合いの意識・考え方を育む取り組みを推進する。
- 地域自治協議会（共助）
 - 各区での災害時共助の取り組みを進めるための情報提供や訓練・学びの場を提供する。特に若者も含めた取り組みを重視する。
 - 防災に限らず、福祉教育・支え合いの意識・考え方を育む取り組みを行う。
 - 区で避難支援や避難環境が確保できない場合、複数区が連携した災害時の対応、避難方法等を確保できるよう、連携・調整を図る。
 - 区（互助・共助）
 - 区ごとに、民生委員児童委員のほか住民全体で、支え合いの体制づくりをさらに進める。
 - 各区で福祉部会など支え合いの協議体（対話・話し合いの場）をつくり、災害時共助の取り組みをとともに、各区で地区防災計画づくりをさらに進める。

2) 移動の支援（買い物支援含む）

①現状・課題

- まちなかなど、スーパー等が比較的近い場所にある区も含めて、車移動が主となっている中で、すでに民間の移動販売や個配などで利便性を確保している世帯がある。特に山間部の区については、すでにこれらが大事なライフラインになりつつある。
- 事業者もお試しの移動販売など、現時点で積極的な動きも見られるものの、利用がなければ、便数が減るなどしている現状もある。
- デマンド型乗合交通も同じく、将来を見据え、今、困っていない世帯や区も含め、積極的な利用で、サービスを維持していくための住民主体の取り組みが求められる。

②今後の対応の考え方

- 市（公助）
 - 行政による外出支援・移動支援サービスの拡充を図るため、事業者との協働・連携体制の構築を進め、担い手である事業者の経営や人材不足を補完する支援を検討する。
 - デマンド型乗合交通の周知、利便性向上を行う。
 - シェアリングエコノミーの考え方による新制度（ライドシェア等）を活用した自家用有償旅

客運送サービスの制度化・事業化など、住民の共助による移動や買い物支援に取り組める環境整備や地域自治協議会や区による活動の支援を行う。

- 移動販売や個配などに取り組む民間事業者によるサービスの維持・継続、住民が利用しやすい環境づくりや支援する。
 - 将来を見据え、健康寿命をのばすための啓発を進める。
- 地域自治協議会（共助）
 - デマンド型乗合交通や民間事業者による買い物サービス（移動販売やネット通販等）の利用方法の周知やサポート、利用促進を行う。
 - 地域内（区や地域自治協議会）での移動や買い物の相互の助け合いの仕組みや事業づくりを進める。
 - 将来を見据え、健康寿命をのばすための取り組みを進める。
 - 区（互助・共助）
 - 区民同士で移動や買い物の助け合いを進める。
 - デマンド型乗合交通や買い物サービス・通販などの民間サービスの利用方法を区住民同士で教え合う、申請や注文を行うなどの助け合いの取り組みを進める。
 - 健康寿命をのばすための取り組みを進める。

3) 農地・土地利用（草刈りなど環境整備含む）

①現状・課題

- 農地があるどの区においても、農地の維持は限界に近づいているという声が多く、個人・組合いずれにしても高齢化していく中、農機の共有、若い人材の受け入れとともに、耕作を続ける農地の選別を進めていく必要がある（地域計画策定の目的と同義）。
- より小規模となっている区については、体制を組むことも困難な状況が近づいており、農地をどのように処分するのかなど、土地利用方法を決めていく必要がある。

②今後の対応の考え方

- 市（公助）
 - 区や地域ごとに将来像を住民が継続的に話し合い、可視化できるよう、必要な情報提供や話し合いの支援を行う。
 - 農地に関する各種制度の利用や将来像を地域自治協議会単位で取り組むこと＝広域化での区の補完を進める。

- 地域自治協議会（共助）
 - 地域自治協議会単位で農地の将来像を可視化、把握し、農地に関する各種制度（多面的機能支払い制度、農村 RMO 等）を活用しながら、区の補完と広域化することで、農地の管理を進める。
- 区（互助・共助）
 - 区や地域ごとの農地の将来像を住民が継続的に、話し合い、可視化し、維持していくべき農地とそのために必要な人材や体制、支援を明らかにする。

4) 空き家対策・移住者受け入れ

①現状・課題

- 状態の良い空き家・売買・賃貸に出せる空き家については、空き家バンクや区をあげた取り組みで、移住者受け入れにつなげていくことが引き続き求められる。
- 一方、住宅として活用が難しい空き家が多くなってきていることから、区や行政からの啓発や安全確保の取り組みが必要であり、同時に、空き家予備軍も増えてきていることから、居住しているうちから、空き家にならない・空き家になったときの準備を区や行政からの啓発等で取り組みを進めることも求められる。
- まちなかについては、空き家が多いが、賃貸や売買に出されにくい傾向もあると同時に、老朽化すると、直ちに近隣の安全に影響を与えることから、より一層重点的な取り組みが求められる。

②今後の対応の考え方

- 市（公助）
 - 将来空き家となりうる住宅について予防や空き家になった後に所有者による適切な対応を行えるようにするため、福祉（高齢福祉）部署・関係機関、区や地域自治協議会連携した情報の把握、啓発、相談等の取り組みを進める。
 - 空き家バンクの価格や流通に専門家のコーディネートやアドバイスなど、流通促進の手立てを検討する。
 - 地域自治協議会が区と連携して空き家の状況を把握したり、市が地域自治協議会と空き家バンクに関連する情報を共有する方法を検討する。
 - 空き家バンクの空き家情報に、移住者等のニーズに合わせた情報をつけて、発信する。
 - 定住を前提としない転入者も想定した住まいやサポート情報を提供する。
 - 市外からの転入者だけでなく、市内の空き家の購入や改修を検討している住民も対象として、位置づけ直し、必要な情報提供やマッチングを行う。
 - 転入者向けの空き家改修に対する資金的補助を検討する。

- 地域自治協議会（共助）

- 個人の資産ではあるが、地域の環境や人口動態にも影響することから、住宅・空き家や農地等をどうするか、あらかじめ考え、準備する機会や啓発（ライフプランづくり）を市と協働して進める。
- 空き家の状態を見守る、所有者に管理や対応を勧める取り組みを行う。
- 地域の空き家情報、将来空き家となる可能性が高い住宅の把握を区と地域自治協議会が連携して行い、市と情報を共有することで、空き家バンクへの登録、流通の促進や、危険な空き家となる前の対策を所有者や地域自治協議会・区での管理、対策を促す。

- 区（互助・共助）

- 区長や民生委員児童委員など、高齢者の見守り・支え合いに関わる区民と連携し、将来空き家や空き地となる可能性のあるものを把握するとともに、声掛けや市や専門家につなぐ。
- 移住者や転入希望者のニーズがあることを伝え、空き家所有者の貸す・売ることに対する意識向上をはかる。

※ 「市」の今後の対応の考え方については、第3回懇話会にむけて、市役所各担当課と協議を進める

※ 各項目について、取り組み事例や課題事例を指針最終案に追記予定